

結城市財政健全化計画

平成19年3月

目 次

第 1	計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・	1
第 2	推進期間	・ ・ ・ ・	1
第 3	重点事項別実施計画項目	・ ・ ・ ・	1
第 4	決算（普通会計）の推移から見る結城市の財政状況	・ ・ ・ ・	2
第 5	財政健全化計画	・ ・ ・ ・	6
	中期財政見通し	・ ・ ・ ・	6
	事務事業の整理合理化	・ ・ ・ ・	15
	補助金・個人給付費等の整理合理化	・ ・ ・ ・	19
	外郭団体の見直し	・ ・ ・ ・	22
	人件費の適正化	・ ・ ・ ・	30
	市税等収納向上対策	・ ・ ・ ・	36
	受益者負担の適正化	・ ・ ・ ・	43
	公有財産の処分・適正運用	・ ・ ・ ・	46
第 6	計画の実施推進及び実施結果	・ ・ ・ ・	50
	計画の実施推進及び進行管理	・ ・ ・ ・	50
	実施結果の報告	・ ・ ・ ・	50
	実施結果の公表	・ ・ ・ ・	50
第 7	結城市財政健全化対策推進体制	・ ・ ・ ・	51
	結城市行政改革推進本部設置要綱	・ ・ ・ ・	51
	結城市財政健全化対策プロジェクトチーム設置要領	・ ・ ・ ・	52
	結城市財政健全化対策プロジェクトチーム名簿	・ ・ ・ ・	53

第1 計画策定の趣旨

本市の財政運営は、昨今の予想を上回る少子・高齢化の進展や住民ニーズの多様化等あらゆる分野で大きな変革が進む一方、国の「三位一体の改革」により地方交付税の大幅な減額や国庫補助負担金の削減が予想されるとともに、義務的経費等の増額によって財政の硬直化が一段と加速し、今後は極めて厳しい局面を向かえざるを得ない状況となっています。

このような状況の中、市民福祉の向上と個性的で活力のある地域社会の構築を図るため、平成17年度に「第3次結城市行政改革大綱」及び「結城市行政改革集中改革プラン」を策定して、積極的に行政改革を進めています。

これら行革大綱及び集中改革プランを柱としながら、さらなる行財政改革の推進のため、財政健全化計画を策定して、将来にわたり安定した健全な財政運営の確立を目指すものであります。

第2 推進期間

本計画の推進期間は、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年とします。

第3 重点事項別実施計画項目

本計画を進めるにあたって次の8項目を重点項目として、実施計画を策定するものとします。

中期財政見直し

事務事業の整理合理化

補助金・個人給付費等の整理合理化

外郭団体の見直し

人件費の適正化

市税等収納向上対策

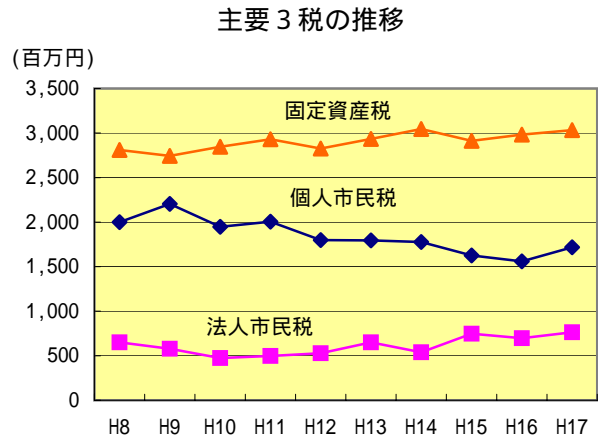
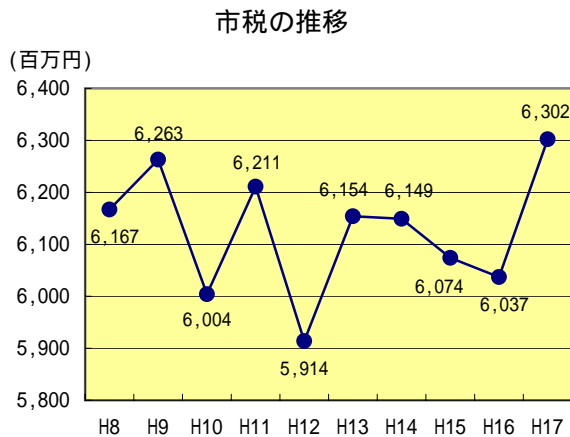
受益者負担の適正化

公有財産の処分・適正運用

第4 決算（普通会計）の推移からみる結城市の財政状況

1 市税

市税については、長引く景気の低迷などにより、各年度での増減の差が大きく、不安定な状況が続いていました。平成17年度においては景気回復などの影響から税収は伸びていますが、今後も安定した税収の確保を図っていく必要があります。



固定資産税のH9, H12, H15は評価替えの年

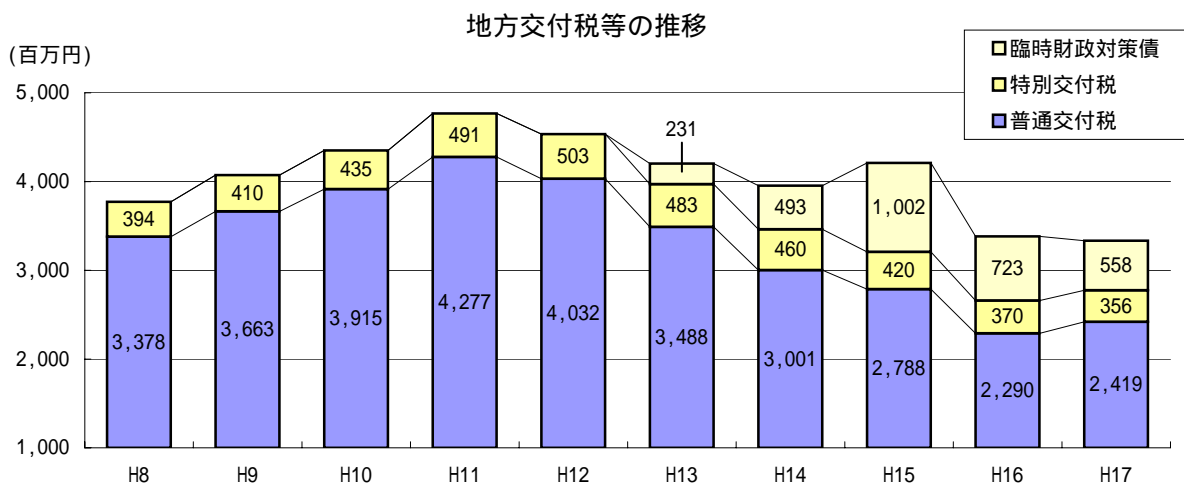
2 地方交付税等

地方交付税のうち普通交付税については、平成11年度をピークに減少しており、平成11年度と平成17年度を比較してみると18億5千8百万円の減額となっております。

特別交付税についても平成12年度の5億3百万円をピークに毎年度減少しています。

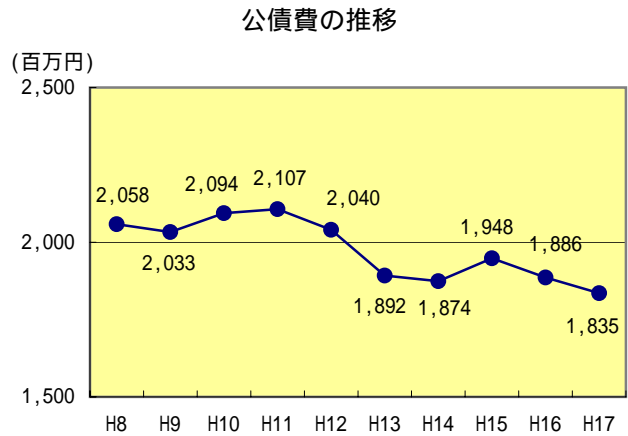
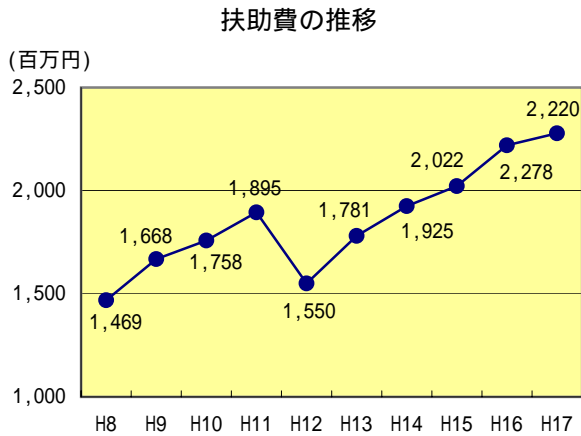
また、平成13年度に普通交付税の減少による一般財源不足に対処するために臨時財政対策債が創設されましたが、地方交付税等全体で見ても平成17年度が最低の水準となっております。

国の三位一体の改革に伴う地方交付税改革が大きく影響しており、今後の地方交付税改革の動向によっては、さらに減少するものと予想されます。



3 扶助費・公債費

扶助費については、少子高齢化の進展に伴い年々増加しており、今後も増加するものと予想されています。また、公債費については、元金の償還と低金利による利子負担の減少などにより、この10年間で減少してきましたが、市民情報センター建設事業債や臨時財政対策債などの元金償還が始まる平成19年度・20年度がピークとなり、それ以降は高止まりで推移する傾向であり、扶助費とともに義務的経費の増大の要因となっています。

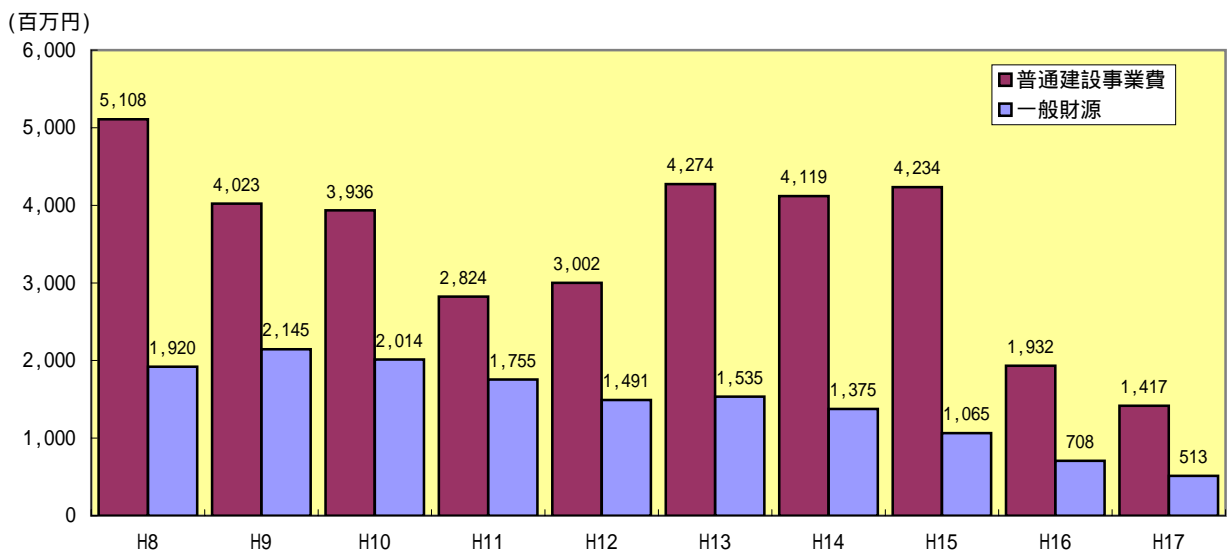


注) 繰上償還は除く

4 普通建設事業費

普通建設事業費の平成17年度決算額は、平成8年度と比較してみますと、36億9千百万円の減額となっており、この10年では最低の水準となっています。また、普通建設事業費に充てられた一般財源も年々減少しており、特に市単独事業が減少しているのが要因となっています。今後も義務的経費等が増加していくなかで、真に必要な事業を厳選していく必要があります。

普通建設事業費の推移



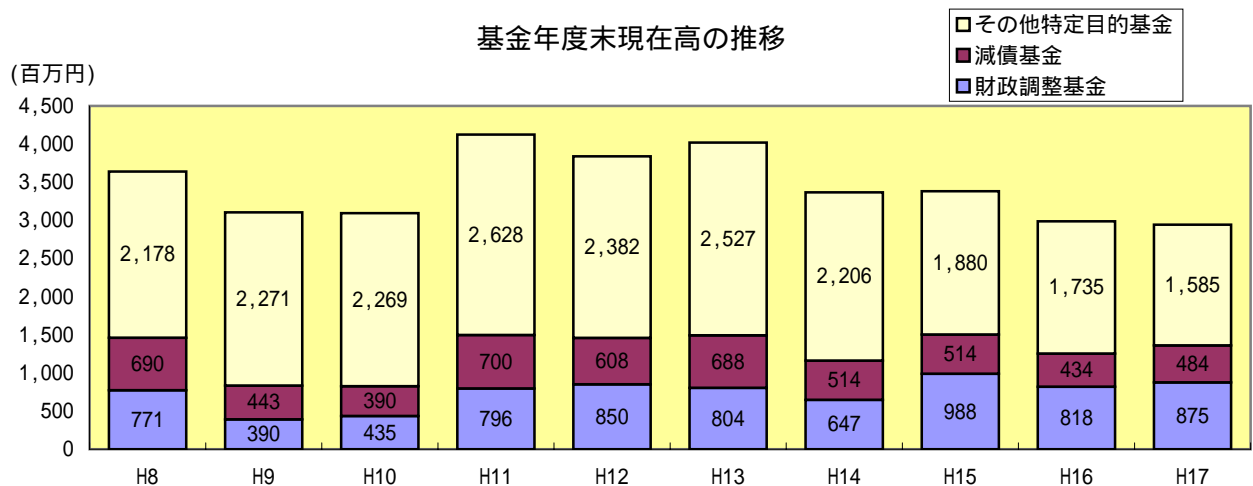
5 基金現在高

財政調整基金については、平成9年度で3億9千万円まで減少しましたが、その後8億円台まで回復し、ほぼ横ばいで推移しています。

また、減債基金については、平成10年度で3億9千万円まで減少しましたが、その後7億円まで回復したものの、平成16年度では4億3千4百万円まで減少しています。

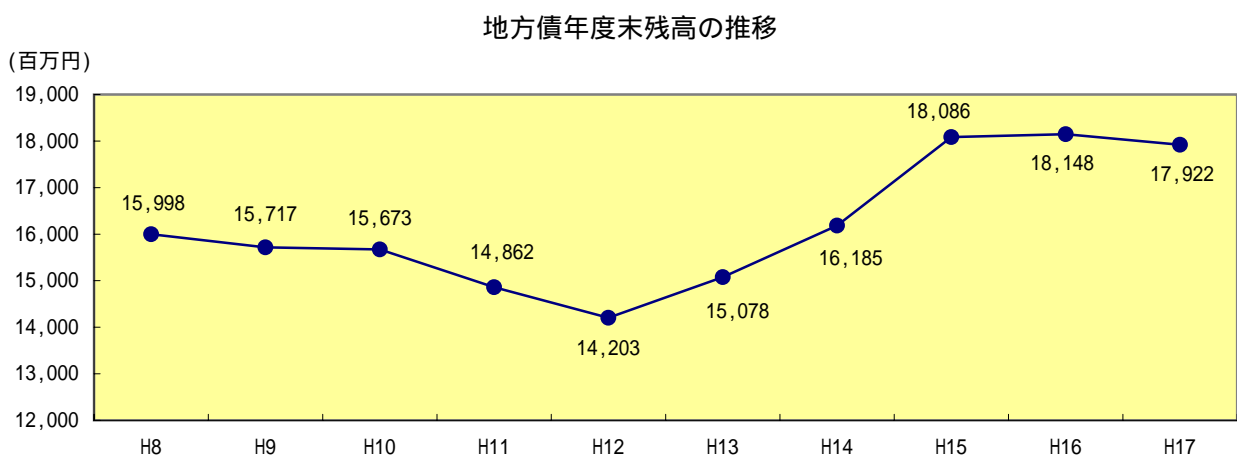
事業目的に応じて取り崩すことができる特定目的基金については、平成11年度の26億2千8百万円から毎年度減少しており、平成17年度では15億8千5百万円まで減少しています。

基金全体としては、この10年間で平成17年度が最低の現在高となっております。

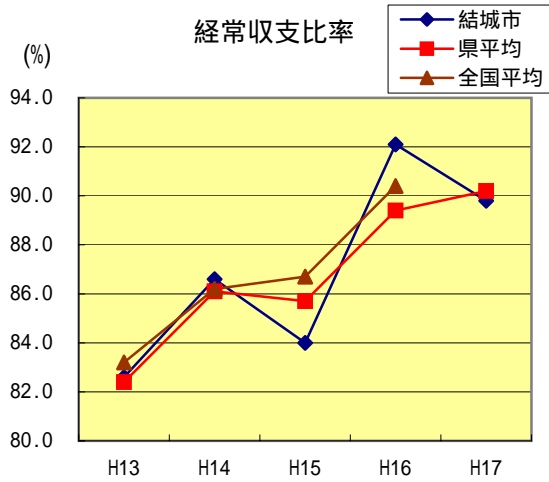


6 地方債残高

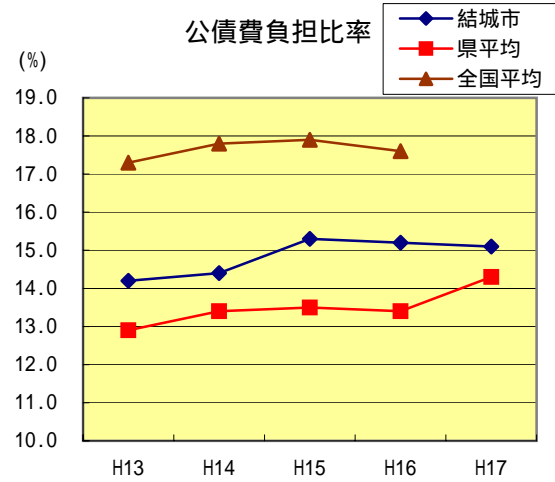
地方債残高については、平成8年度から平成12年度にかけて減少してきましたが、その後、市民情報センター建設事業債や臨時財政対策債が増加したことにより約180億円まで増えています。



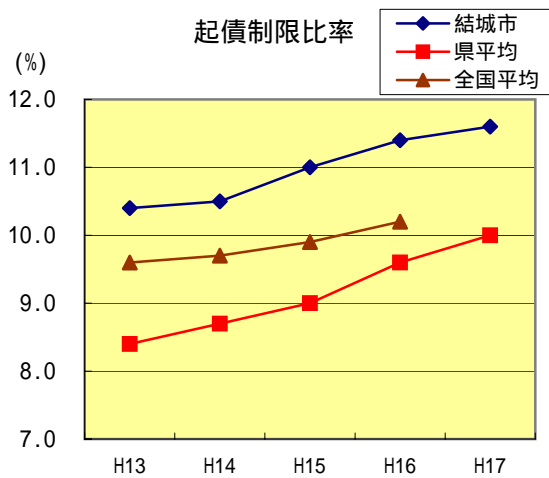
財政指標等の推移



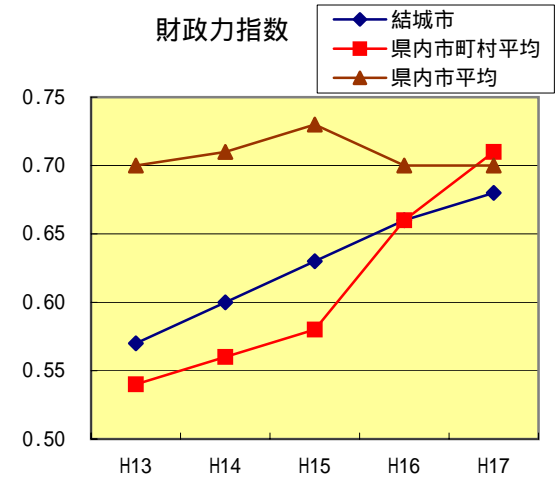
	H13	H14	H15	H16	H17
結城市	82.6	86.6	84.0	92.1	89.8
県平均	82.4	86.1	85.7	89.4	90.2
全国平均	83.2	86.2	86.7	90.4	



	H13	H14	H15	H16	H17
結城市	14.2	14.4	15.3	15.2	15.1
県平均	12.9	13.4	13.5	13.4	14.3
全国平均	17.3	17.8	17.9	17.6	



	H13	H14	H15	H16	H17
結城市	10.4	10.5	11.0	11.4	11.6
県平均	8.4	8.7	9.0	9.6	10.0
全国平均	9.6	9.7	9.9	10.2	



	H13	H14	H15	H16	H17
結城市	0.57	0.60	0.63	0.66	0.68
県内市町村平均	0.54	0.56	0.58	0.66	0.71
県内市平均	0.70	0.71	0.73	0.70	0.70

第5 財政健全化計画

中期財政見通し

1 基本的な考え方

(1) 現状と課題

本市の財政は、歳入においては、市税の伸びはみられますが、地方交付税、臨時財政対策債などが減少しており、一般財源の確保が厳しい状況となっています。また、歳出においては、扶助費や公債費の義務的経費のほか、繰出金も年々増加しており、財政の硬直化が一段と加速していくなかで、基金を取り崩しての厳しい財政運営が続いています。

今後の地方交付税改革の動向によっては、さらに地方交付税が削減されることも予想され、また、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や市民情報センター建設事業債や臨時財政対策債などの公債費の増加により、真に必要な行政サービスを提供するための財源確保が年々困難な状況になることが予想されます。

このため、さらなる行財政改革を推進し、将来にわたり安定した健全な財政運営の確立を図っていく必要があります。

(2) 基本的方針

市民福祉の向上と個性的で活力のある地域社会の構築を図るため、「第3次結城市行政改革大綱」及び「結城市行政改革集中改革プラン」を策定し、積極的に行政改革を進めておりますが、さらに具体的な実行計画として財政健全化計画を策定して持続可能な財政運営の確立を目指します。

(3) 中期財政計画の策定方法

中期財政計画は、期間を平成19年度から平成21年度(21年度の取り組みを反映させた22年度の推計値も掲載しています。)までとし、普通会計をベースに作成しています。

検討前の試算を【計画前】とし、財政健全化に向けた次の各グループにおいて検討した結果を反映したものを【計画後】としています。

事務事業の整理合理化検討グループ

補助金・個人給付費等の整理合理化検討グループ

外郭団体の見直し検討グループ

人件費の適正化検討グループ

市税等収納向上対策検討グループ

受益者負担の適正化検討グループ

公有財産の処分・適正運用検討グループ

決算額の推移（普通会計）

（歳入）

（単位：千円）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 市 税	6,074,025	6,036,525	6,302,215	6,195,720
2 地 方 交 付 税	3,208,336	2,659,858	2,775,398	2,377,420
3 使 用 料 及 び 手 数 料	210,008	210,016	222,256	130,184
4 国 県 支 出 金	2,244,218	2,190,859	2,028,989	2,178,613
5 財 産 収 入	1,684	3,589	3,906	2,068
6 市 債	3,341,200	1,527,800	1,201,100	1,767,800
7 そ の 他	2,793,079	3,104,606	2,746,241	3,368,195
合 計	17,872,550	15,733,253	15,280,105	16,020,000

7その他には、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等の各種交付金のほか、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

（歳出）

（単位：千円）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 人 件 費	3,026,305	3,035,895	3,106,115	2,927,181
2 扶 助 費	2,022,414	2,220,313	2,278,429	2,470,416
3 公 債 費	1,948,284	1,885,561	1,835,267	1,858,617
4 物 件 費	1,965,504	2,021,889	1,949,229	1,926,288
5 補 助 費 等	1,714,319	1,748,654	1,854,459	1,865,816
6 普 通 建 設 事 業 費	4,233,860	1,931,933	1,417,381	2,423,367
7 繰 出 金	1,757,569	2,055,438	1,964,165	2,181,878
8 そ の 他	610,315	354,716	401,273	86,437
合 計	17,278,570	15,254,399	14,806,318	15,740,000

8その他には、維持補修費、積立金などが含まれます。

歳入歳出差引額	593,980	478,854	473,787	280,000
---------	---------	---------	---------	---------

注) 1. 平成18年度は18年10月時点の決算見込みです。

中期財政計画（普通会計）【計画前】

（歳入）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 市 税	6,932,991	6,944,215	6,758,839	6,794,663
2 地 方 交 付 税	2,250,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
3 使 用 料 及 び 手 数 料	165,640	165,140	165,140	165,140
4 国 県 支 出 金	2,038,840	2,277,651	2,182,620	2,094,200
5 財 産 収 入	1,355	1,355	1,355	1,355
6 市 債	926,000	846,400	761,600	714,000
7 そ の 他	1,930,174	1,895,239	1,865,446	1,878,642
合 計	14,245,000	14,330,000	13,935,000	13,848,000

7その他には、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等の各種交付金のほか、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

（歳出）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 人 件 費	2,885,000	2,773,000	2,714,000	2,537,000
2 扶 助 費	2,506,000	2,544,000	2,576,000	2,629,000
3 公 債 費	1,990,000	1,996,000	1,875,000	1,900,000
4 物 件 費	2,005,000	1,987,000	1,923,000	1,923,000
5 補 助 費 等	2,028,000	1,965,000	1,946,000	1,963,000
6 普 通 建 設 事 業 費	1,081,000	1,264,000	1,074,000	1,070,000
7 繰 出 金	2,254,000	2,215,000	2,228,000	2,146,000
8 そ の 他	113,000	113,000	113,000	113,000
合 計	14,862,000	14,857,000	14,449,000	14,281,000

8その他には、維持補修費、積立金などが含まれます。

財源不足額	617,000	527,000	514,000	433,000
-------	---------	---------	---------	---------

注) 1. 健全化計画前の中期財政計画は、平成18年10月時点で示されている国の平成19年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求】や現行制度等に基づき、歳入・歳出を算出しています。

2. この中期財政計画では、財政調整基金及び減債基金からの繰入は見込んでいません。

中期財政計画（普通会計）【見直し額】

（歳入）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 市 税	15,900	27,800	2,600	94,950
2 地 方 交 付 税				
3 使 用 料 及 び 手 数 料	1,196	2,109	2,109	7,951
4 国 県 支 出 金		2,801	2,801	
5 財 産 収 入	8,700	12,900	60,772	10,000
6 市 債		10,700	10,700	
7 そ の 他				
合 計	25,796	29,308	78,982	112,901

7その他には、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等の各種交付金のほか、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

（歳出）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 人 件 費	9,514	9,514	9,514	9,514
2 扶 助 費	173	711	711	7,037
3 公 債 費				
4 物 件 費	666	666	666	666
5 補 助 費 等	1,935	2,445	2,875	9,116
6 普 通 建 設 事 業 費	18,920	24,500	14,100	
7 繰 出 金	33,500	35,300	31,300	31,300
8 そ の 他				
合 計	64,708	73,136	30,966	57,633

8その他には、維持補修費、積立金などが含まれます。

財源不足額	90,504	102,444	109,948	170,534
-------	--------	---------	---------	---------

- 注) 1. 歳入においては、市税等収納向上対策計画、受益者負担の適正化計画、公有財産の処分・適正運用計画で検討した見直し額を計上しています。
2. 歳出においては、事務事業整理合理化計画、補助金・個人給付費等整理合理化計画、人件費適正化見直し計画で検討した見直し額を計上しています。なお、人件費適正化見直し計画及び事務事業整理合理化計画での検討結果の中で、計画前の中期財政計画に既に見込まれている項目は除いています。
- また、補助金・個人給付費等の中で普通建設事業費に属する補助金についても、計画前の中期財政計画で見込まれている事業については除いています。
3. 財政調整基金及び減債基金からの繰入は見込んでいません。
4. 平成22年度については、平成21年度までの見直し等に基づいて推計したものです。

中期財政計画（普通会計）【計画後】

（歳入）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 市 税	6,948,891	6,972,015	6,761,439	6,889,613
2 地 方 交 付 税	2,250,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
3 使 用 料 及 び 手 数 料	166,836	167,249	167,249	173,091
4 国 県 支 出 金	2,038,840	2,274,850	2,185,421	2,094,200
5 財 産 収 入	10,055	14,255	62,127	11,355
6 市 債	926,000	835,700	772,300	714,000
7 そ の 他	1,930,174	1,895,239	1,865,446	1,878,642
合 計	14,270,796	14,359,308	14,013,982	13,960,901

7その他には、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等の各種交付金のほか、繰入金、繰越金、諸収入などが含まれます。

（歳出）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 人 件 費	2,875,486	2,763,486	2,704,486	2,527,486
2 扶 助 費	2,505,827	2,543,289	2,575,289	2,621,963
3 公 債 費	1,990,000	1,996,000	1,875,000	1,900,000
4 物 件 費	2,004,334	1,986,334	1,922,334	1,922,334
5 補 助 費 等	2,026,065	1,962,555	1,943,125	1,953,884
6 普 通 建 設 事 業 費	1,062,080	1,239,500	1,088,100	1,070,000
7 繰 出 金	2,220,500	2,179,700	2,196,700	2,114,700
8 そ の 他	113,000	113,000	113,000	113,000
合 計	14,797,292	14,783,864	14,418,034	14,223,367

8その他には、維持補修費、積立金などが含まれます。

財源不足額	526,496	424,556	404,052	262,466
-------	---------	---------	---------	---------

- 注) 1. 計画後の中期財政計画は、計画前の中期財政計画に見直し額を反映させたものです。
 2. 財政健全化計画後の財源不足額については、財政調整基金からの繰入で補うこととします。
 3. 平成22年度については、平成21年度までの見直し等に基づいて推計したものです。

財政指標等の見込み（普通会計）

（単位：千円，％）

年度 区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収支比率	95.6	94.1 (94.2)	95.4 (95.7)	98.3 (98.3)	97.6 (98.5)
公債費負担比率	15.1	16.7 (17.5)	17.1 (17.8)	16.4 (17.1)	16.6 (17.4)
起債制限比率	11.3	11.3 (11.3)	11.6 (11.6)	11.7 (11.7)	11.4 (11.4)
地方債残高	18,078,199	17,386,063	16,571,369	15,788,765	14,902,331

- 注）1．平成18年度は決算見込み，平成19年度から平成22年度は上段が中期財政計画（普通会計）【計画後】における推計値，下段（ ）内が【計画前】の推計値です。
- 2．平成21年度の経常収支比率は，固定資産税の評価替えに伴う市税の減額と臨時財政対策債の減額によって経常一般財源収入が減少するため，上昇する見込みとなっています。

【用語解説】

普通会計

地方財政の統計上，全国統一的に使われる会計のことで，結城市では一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計・住宅資金等貸付事業特別会計の全部，結城南部土地区画整理事業（第1～4）の一部を合算し，会計間の繰入，繰出金の重複額を控除したものです。

一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができる収入をいい，一般的には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいいます。

地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するものです。これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっています。

普通交付税

地方交付税のうち94%相当額が普通交付税とされており，6%相当額が特別交付税となっています。普通交付税は，基準財政需要額が基準財政収入額を超えた額になりますが，これらの数値は各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を合理的に測定するために一定の方法に基づき算出されます。

地方債

地方公共団体が収入の不足を補うために起こす借入金で，その返済が翌年度以降にわたるものをいい，借入には県知事の同意（許可）が必要です。原則として建設事業の財源として借入が同意（許可）されますが，建設した施設は長期的に利用されることとなるため，後世の市民にもその借入金の償還を負担してもらうことで，世代間の負担の公平を図ることができます。市の予算では市債としています。

臨時財政対策債

平成13年度に創設され，地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債をいいます。

義務的経費

職員の給与等の人件費，生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費

など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない硬直性が極めて強い経費をいいます。

扶助費

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額をいいます。

補助費等

負担金補助及び交付金（投資的経費に分類されるものを除く）、報償費などがその中心で、一部事務組合に対する負担金もここに含まれます。

繰出金

一般会計特別会計または特別会計相互間において支出される経費です。

普通建設事業費

道路、公園、学校等の公共施設の建設等、社会資本の整備に要する経費です。

財政力指数

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値です。財政力指数が1に近い団体ほど普通交付税算定上いわゆる留保財源が大きいことになり財源に余裕があるといえます。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることににより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。経常収支比率は、従来から都市にあっては75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその地方公共団体は弾力を失いつつあると考えられています。

公債費負担比率

一般財源総額のうち公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合であり、高いほど財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率

公債費に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合を求める数値から普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を差し引いて算出される割合で、通

常3ヵ年の平均値であらわします。20%以上の団体は地方債の借入が一部制限され、14%以上の団体はその適正化に努めなければならないとされています。

標準財政規模

標準税収入額に普通交付税額を加えたものであり、地方公共団体の一般財源の規模を示すものです。

財政調整基金

地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整したり、安定的な財政運営をするための積立金です。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための積立金です。

事務事業の整理合理化

1 基本的な考え方

本市は、平成16年度から第3次結城市行政改革大綱の実施と合わせ、総合計画の着実な実現を図るため、行政評価システムを導入し、平成17年度から本格運用を図っています。

行政評価とは、行財政運営に Plan(計画)Do(実行)Check(検証)Action(行動)というマネジメントサイクルを確立することであり、成果指標を用い、事務事業の有効性及び効率性等の評価を行い、その結果を当該施策に適切に反映させるとともに、職員のコスト意識や政策形成能力を向上させることを基本とし、その結果を積極的に市民に公表することにより市政運営の透明性の確保及び市民への説明責任を果たすことを目的としています。

この行政評価システムを着実に運用することにより、事務事業の評価結果を総合計画実施計画の策定及び次年度の予算編成に反映させていくものとしているが、今回、当該グループにおいては、全体的な財政運営、行政経営の観点に立ち、短期的、さらに中長期的にどのような方向性を持たせるか、今後3年間(本計画期間内)に実施予定の各種計画について、再度評価作業を行い事務事業の見直しを行いました。

2 行政評価による見直しの視点

行政評価は、既の実施している事業について一定の評価項目に基づき評価し、改善すべき事項を次年度の事業に反映していくものであるが、本市においては、今後実施しようとする事業についても事前の評価を実施し、事業化への精度や方向性を明らかにしています。

(1) 事務事業(継続事業)評価項目は以下のとおりです。

- 必要性 社会環境の変化等により、事業の目的、必要性・緊急性が薄らいでいないか。
- 妥当性 行政が関与しなければならない事業か。
- 公平性 受益者が特定の個人や団体に偏っていないか。
- 適切性 事業の手段・やり方は適切か。
- 有効性 事業の目的・成果目的は達成されているか。
- 効率性 コスト効率、人員効率は高まっているか。

(2) 事前(新規予定事業)評価の項目は以下のとおりです。

- 必要性 市民のニーズを把握し、必要性が高いことを確認したか。
- 緊急性 緊急又は優先的に実施しなければならない事業なのか。
- 妥当性 行政が関与しなければならない事業か。公民の役割を検討しているか。
- 適切性 代替案を検討し最適な事業（手法）であると確認したか。
- 影響度 幅広く市民に影響を及ぼす事業か。多くの人に便益を与えられるか。
- 貢献度 事業実施により施策実現に効果的効率的に貢献することができるか。

3 グループ再評価の結果について

(1) 平成18年度に実施した継続事業(対象は平成17年度実施事業)の評価及び新規予定事業の評価結果は表1のとおりです。

表1 担当部課評価結果

評価対象事業	事業数	維持継続	改善	新規事業への展開	統合	拡充	休止 廃止	縮小
継続事業	119	94	12	4	3	3	2	1
新規事業	18	一部改善して要求		2	予定どおり要求		16	

(2) 表1の担当部課評価事業計137事業に対し、未評価事業も含めて当グループにおいて改善が可能と思われる46事業を抽出し、厳しい財政事情を踏まえつつ、必要性、妥当性を十分に加味して再評価を実施した結果が、表2となります。

表2 事務事業整理合理化グループ評価結果

評価対象事業	事業数	維持継続	改善	新規事業への展開	統合	拡充	休止 廃止	縮小
継続事業	40	3	24	0	2	0	8	3
新規事業	6	一部改善して要求		6	予定どおり要求		0	

4 結果に基づく削減効果

削減効果の積算については、表2の評価結果を基に、平成19年度から平成21年度を対象とする各課の3ヵ年実施計画要求額を見直す方法をとりました。

事業の延期、縮小や廃止による直接的経費の削減、さらに、手法の変更や改善、それによる職員人件費の削減が見込まれる等の予測が立ちますが、ここでは、直接的に経費の削減が数値化できるものを試算しました。

その結果が表3のとおりです。

表3 直接的削減効果

単位：千円

	19年度	20年度	21年度	合計
削減見込金額	78,625	59,354	180,471	318,450

5 今後の事務事業の評価及び事業執行方針

行政評価システムの推進

事業の計画、選択、実施に係るすべてに対し、行政評価システムの更なる推進・改善による、効率的な事業計画、執行を徹底します。

事務事業の再構築

全ての事業をゼロベースで見直すこと及びスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、不要不急の事業を一掃し、公益性が高く市民が真に求める事業を厳選し、事業を再構築していきます。

例えば、相当期間未着手である事業については、本計画期間内の予算化は行わないものとしします。

予算要求内容の精査

以下の考え方に基づき、更なる経費節減に努めます。

- ・ 各課においては予算要求時すべての内容を精査し要求することを徹底します。
- ・ すべての予算に対し厳しいシーリングをかけると共に、全ての課が自主的にシーリングをかけて歳出削減に努めます。
- ・ 一部事務経費については枠配分を実施していますが、今後各部への枠予算の実施について検討していきます。
- ・ 国や県の補助に上乗せして実施する市単独補助事業（補助金事業）は、原則として行わないものとしします。
- ・ 経費の節減に努める一方、公共施設の命名権など新たな財源の確保を図る施策の導入を検討します。

民間委託の推進

既に、「民間にできるものは民間に」という考えのもと、玉岡幼稚園の民営化の決定、給食センターの調理配送業務の委託、また水道料金収納業務については、平成18年度民間に委託をしたところですが、今後も民営化、民間委託、さらに市場化テストをはじめとした民間委託等について調査・研究を進め、効率化が図られる分野については、積極的に外部委託を推進していくものとしします。

協働のまちづくりの推進

これまでのような行政からの一方的なサービスという手法では、高度化、多種多様化する住民ニーズや行政課題に対応していくには、既に限界に達しており、今後はこれらの問題解決のため、市民を対等のパートナーとして、市民と行政が共に考え、協力し合い、新たなサービスを創出していく必要があります。

各地において、市民と行政が双方の立場を尊重しつつ、市民自らがサービスを供給するという「協働のまちづくり」の形態が既に現われています。

今後は、全ての事業について「協働」の視点に立ち、新たな事業、手法を検討し、新たなサービスを創出するとともに、併せて財政の健全化に資するものとします。

補助金・個人給付費等の整理合理化

1 基本的な考え方

補助金・個人給付費等（以下、「補助金等」）の整理合理化について、本市では平成12年に「結城市補助金等交付規則」を制定し、翌年度以降、予算措置に基づき補助金ごとに交付要項を制定し、そのなかで補助対象事業・補助対象経費及び補助率を定め、適正な執行を図っています。

今回の計画の策定では、平成12年度からの取り組みを踏まえたうえで、補助金等（事業）の現況や成果、公正性や行政の関与の必要性などを評価し、整理合理化の推進を図ることといたしました。

2 これまでの整理合理化の概要と成果

整理合理化の経過については、行政改革大綱の推進項目に掲げられた事務事業の見直しとして、補助金等の整理合理化を図るため、平成13年7月に「補助金等の整理合理化に関する基本方針」及び「補助金等の整理合理化検討基準」を定めました。

具体的な見直し作業としては、平成13年度から、補助金に係る予算を所管している課（以下、「担当課」という。）が調書を作成し、財政課のヒアリング等を通じて、担当課から補助交付団体に対して、補助対象経費の限定と事業費補助を原則として調整を進めてきました。さらに予算編成過程において廃止及び削減等を行った結果、対象となった補助金の削減実績については、下表のとおりです。

実施年度 (当初予算反映年度)	削減額(千円) (当初予算比較)	整理合理化の主な内容(件)		
		廃止	削減	統合
14	3,290	14	19	12
15	12,993	5	12	2
16	13,621	3	27	3
17	22,484	13	58	
18	2,902	5	5	1

なお、表のうち、平成17年度当初予算に反映した削減額及び削減58件については、補助対象経費の限定及び圧縮による削減17件のほかに、歳出予算の削減のため対前年度から一律10%を削減した41件が含まれています。

3 見直しの基準

今回の財政健全化計画においては、平成17年度及び平成8・9年度に実施した一律的削減は行わず、平成18年度に市が単独で支出している補助金及び個人給付費（以下、「補助金等」という。）を対象に、以下の基準により見直しを行うこととしました。

- ・ 補助金等の目的、交付開始年度や財源の状況、事業の実施状況を把握し、事業の成果を検証する。
- ・ 必要性、有効性、効率性、公平性、妥当性の視点、また団体への補助の場合は、事業効果の把握や経費節減の状況等から評価を行う。

4 評価の手順

「2 見直しの基準」に基づいて「補助金等評価シート」（以下、「シート」という。）を作成し、以下の手順により評価を行いました。

- ・ 担当課において、改善が必要と思われる補助金等及びこれまでの整理合理化の過程で廃止した補助金等で今後必要と思われるものなどを対象に、シートを作成し、自己評価を行う。
- ・ 補助金等整理合理化計画グループ（以下、「グループ」という。）では、担当課から提出されたシートに基づき、評価検討を行う。なお、事業の方向性については、以下の期間による検討結果とする。

短期的 平成19年度から21年度（本計画の期間内）

中期的 平成22年度以降

5 評価の結果

「2 見直しの基準」、「3 評価の手順」に基づき担当課から提出されたシートは61事業であり、単独事業の約3分の2の事業が評価の対象となりました。また、個人給付費（19節以外）は、提示した17事業のうち10事業の提出がありました。

グループでは、シートに記載された事項のうち、団体の収支状況や事業の成果、総合評価に着目して討議が進められ、特に改善改革提案では所属長の評価に注視して、事業の方向性についてグループの評価を決定しました。

本計画年度中の評価結果は、別表のとおり、補助金及び個人給付費を合わせて、廃止、終期の設定など19件、削減額は23,652千円です。また平成22年度以降の削減額は12,567千円となりました。なお、評価結果が平成18年度当初予算額と比較して減額となったものは、付表のとおりです。

そのほか、金額には現れてはいないものの、事業内容や補助対象事業費等の検討が必要と評価された補助金等が数多く、今後推移を調査する必要がある結果となりました。また、今回の作業の周知不足によるものとも推察されますが、担当課における評価の取り組みや問題意識にバラツキがみられ、限られた時間でのグループ討議が十分に深められず、問題の提起に止まった事例もありました。

別表

(単位:千円)

事業の方向性 (評価)の区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度以降	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
廃止	5	11,109					7	3,361
休止	1	50						
終了	3	9,632						
終期設定			3	1,048	1	430	5	2,880
縮小	6	1,383						
新規事業へ展開							2	6,326
計	15	22,174	3	1,048	1	430	14	12,567
	3年間の累計 19件 23,652						合計	36,219

6 今後の取り組み

今回の評価結果が平成19年度予算編成に反映される補助金等については、市民や関係団体等に早急に周知する必要があります。個人給付費について終期を平成19年度としたものについても、廃止の時期や周知方法を十分に検討し、予算措置が必要な場合は速やかに計上するなど、適切な対応が必要です。

また、終期を設定して廃止すべきとされた補助金等や、縮小・見直しが必要とされたものについても、早急に担当課で検討することといたします。

さらに、今回継続となった補助金等や、改善の必要がないとしてシートを提出しなかったものについても、シートによる検討を適時課内で行い、情報公開の際などに適切に対応するとともに、次年度以降の見直し作業に積極的に取り組んでいく必要があります。

なお、個人給付費については、社会的弱者等に対するものや個人の所得等により給付に制約を設けているもの以外は、今後全体的に検討を行います。

外郭団体の見直し

1 基本的な考え方

(1) 趣 旨

外郭団体は、市民サービスが多様化、高度化する中で、行政機能を補完・代替するという目的をもって設立されたものであります。

また、市が自ら事業を実施するよりも、より効率的、効果的に事業を推進し、市民サービスの向上が図られ、これまで一定の成果や重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、社会経済情勢が大きく変化し、市の行財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で、外郭団体についても絶えず存在意義を問い直すとともに、時代の変化に応じた団体運営の効率化、活性化、経営基盤の強化等を図るため、事業内容や組織など十点検し、そのあり方を見直し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

さらに、外郭団体は本来独立した経営主体であることから、自主的・自立的な経営基盤の確立を図る必要があります。

(2) 対象とする団体

見直しの対象とする団体は、市が出資、出捐又は人的、財政的な支援を行っている次の6団体とします。

財団法人 茨城県看護教育財団
財団法人 結城市文化・スポーツ振興事業団
社団法人 結城市シルバー人材センター
社会福祉法人 結城市社会福祉協議会
結城市土地開発公社
株式会社 TMO結城

(3) 見直しの方法

団体の市民サービスの向上や事業運営の効率化等を図るため、現状と課題を把握し、団体の経営改善に取り組むことを目的として、団体の理解と協力の下、団体別に事業・経営評価を実施します。

市においては、事業・経営評価等を基に外郭団体見直し計画を策定し、団体の経営の見直しを推進します。団体においては、事業・経営評価、外郭団体見直し計画等を基に、経営改善計画を策定し、経営の改善を図ります。

また、指定管理者制度を導入している公の施設にあっては、民間事業者等と競合が予想

されるため、効率的な経営体制の構築に向けて抜本的な見直しを図ります。

(4) 見直し事項

団体の使命、役割の見直し

団体そのものの使命や役割，必要性を検証し，存在意義が薄れた団体，当該団体で事業を実施する必要性の薄れた団体等については，団体の「統廃合」等を検討します。

団体の事業運営の見直し

団体の簡素で効率的，効果的な事業を推進するため，経営体制や組織・人員体制の見直し，経費削減，事業改善，利用料金等，事業運営全般についての見直しを行います。

市の人的支援及び財政支援の見直し

市職員の派遣については，必要性を精査し，そのあり方を見直します。また，団体への補助金，交付金等の財政支援については，団体の自主性，自立性を高めるとともに，その必要性，効果等を十分検証し，市の財政負担を軽減するために，支援のあり方等の見直しを行います。

情報公開の推進

団体の運営に関する透明性を確保するため，制度化を図って，情報公開を積極的に推進します。

監査体制の強化

内部の監査体制を見直し，外部の有識者（専門家）による監査体制を確保します。

2 外郭団体別見直し計画

財団法人 茨城県看護教育財団 設立：平成3年6月

(1) 現 状

設立目的

医療の高度化，人口の高齢化等により，看護職員の需要が高まる中，県内，特に県西地域の看護職員の養成確保と資質の向上を図り，地域住民の福祉に寄与するために設立された財団です。

職員の状況

職員11名（事務職員1名，教職員7名，市派遣事務職員2名，教職員1名）

(2) 課 題

基本財産の運用益が低金利により大幅に減少しているため，財政運営は非常に厳しい状況であります。

少子化等の影響もあって受験者数，生徒数が年々減少しているため，受験料，授業料収入など事業収益が減少しており，財政状況も深刻な事態となっております。

受験者数の減少等により，優秀な学生の確保が困難な状況にあります。

(3) 見直し，改善計画

団体において，現在「茨城県結城看護専門学校のあり方検討会」を設置し，将来の運営方法等について検討しているため，市としてそのあり方検討会の意見を踏まえたうえ，見直し改善を検討します。

厳しい財政状況を勘案して授業料の改定を平成18年度に実施していますが，今後も計画的に授業料の値上げを検討し，経営の安定化を図っていく必要があります。

ホームページの充実や県内，近県の高校への訪問等PRを強化し，優秀な学生の確保に努め，質の高い看護師の養成を図っていく必要があります。

市補助金は，現時点での協定を重視し，県と市の負担割合を堅持するとともに，安易に財政支援を求めることなく，健全な運営ができるよう県に要望していきます。

建設から15年経過した施設の大規模改修に備え，修繕引当金等の積立てを検討する必要があります。

(4) 今後の方向性

看護師は慢性的に不足しており，本市及び県西地域の医療の向上のため，看護学校の存在意義は大きいものがあります。また，高等教育機関として，本市の活性化にも貢献している財団であり，市として存続させる方向で努力していきます。

(1) 現 状

設立目的

文化・スポーツ諸事業を推進し、市民の芸術文化、スポーツの振興と健康増進に寄与することを目的に設立され、現在は、結城市民情報センター、結城市民文化センター及び鹿窪運動公園の指定管理者となっています。

職員の状況

職員26名（正職員15名、臨時職員7名、市派遣職員4名）

(2) 課 題

指定管理者の導入に伴い、3施設の管理期間終了時における民間事業者の参入を見据え、職員の資質と意識の向上を図る必要があります。

各施設間の人事交流が殆どなく、組織の硬直化が懸念されます。

情報公開や個人情報保護に関する規程が未整備のため、その整備が必要であります。

内部監査のみで外部監査の導入が必要であります。

(3) 見直し、改善計画

職員研修を強化して職員の意識改革や能力向上を図り、市からの派遣職員がなくても運営できるような組織体制づくりを進めることとします。

長年据え置きになっている施設利用料の改正を行うとともに、利用者の拡大を図って、自主財源の増収に努めていきます。

各施設の人員配置を再検討し、各施設間の人事異動を活発にして、市との人事交流等も行いながら、組織の活性化を図ることとします。

自主事業の創意工夫や事業内容の充実を図り、より質の高いサービス提供に努めていきます。

安定した運営を図るため、財政面も含め5年程度をスパンとする中期計画を策定いたします。

開かれた財団の運営を推進するとともに、利用者の保護を図るため、情報公開や個人情報保護に関する規程を整備する必要があります。

包括外部監査を5年に一度程度実施するとともに、税理士等を顧問に設置し、会計事務の一層の適正化を図っていきます。

(4) 今後の方向性

設立からすでに16年が経過し、市民の芸術文化・スポーツの振興には欠かせない財団になっている一方で、組織の硬直化が懸念されるため、より一層職員の資質向上を図るとともに、効率的、効果的な運営ができるよう市と財団双方で協議しながら進めていきます。

社団法人 結城市シルバー人材センター 設立：平成14年3月

(ミニシルバー昭和63年11月)

(1) 現状

設立目的

高齢者の就労機会の援助や生きがいを創出するための事業を行うことにより、高齢者の社会参加の促進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを推進するために設立された団体です。

職員の状況

職員7名(嘱託職員3名,臨時職員3名,市派遣職員1名)

(2) 課題

高齢社会の中で重要な役割を果たしている団体で、独自の収益事業を行うなど運営面にも工夫が見られますが、組織の硬直化が懸念されます。

受託事業、会員数とも年々増加しており、今後は会員の研修、技能向上を図るための施設整備の検討や利用者のニーズを把握して、より一層効率的な事業運営を行う必要があります。

国の補助金が年々減少している中で、事務費の値上げ等自主財源の確保に努める必要があります。

個人情報保護に関する規程は整備されているものの、会員の知る権利を保障する意味でも情報公開に関する規程が未整備であります。

広報活動は十分とは言えず、団体に対する市民の理解や協力支援を得るためにも広報活動の充実強化を図っていく必要があります。

(3) 見直し、改善計画

組織の硬直化を招かないためにも、将来的に市からの職員派遣がなくても自主的な運営ができるよう正職員の採用を検討します。

自主財源確保のため、長年据え置きになっている事務費の値上げを検討します。

利用者のニーズを的確に把握し、より良いサービスを提供するため、意向調査等を実施します。

センター活動の透明性の確保や市民への理解を図るためにも、情報公開に関する規程を整備します。

(4) 今後の方向性

急速な高齢社会の到来により、ますます重要な役割を担う団体であり、公正で効率的な事業運営を推進し、組織の充実と活性化が図られるよう市と団体双方が協議しながら進めていきます。

社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 設立：昭和47年1月

(1) 現 状

設立目的

社会福祉法で位置づけられており，社会福祉を目的とする事業を実施することにより，社会福祉活動の活性化を図り，地域福祉を推進するために設立された団体です。

職員の状況

職員25名（正職員11名，嘱託職員12名，市派遣職員2名）

(2) 課 題

事務事業の見直しや経費の節減合理化を図って，さらに経営改善に取り組む必要があります。

効率的かつ効果的な事業運営を行うため，職員の資質向上や組織の活性化を進める必要があります。

団体の透明性を確保するための，情報公開に関する規程が未整備となっております。

より市民に密着した「小地域」での活動が重要となっているため，各支部の活動をさらに充実させる必要があります。

(3) 見直し，改善計画

地域福祉の担い手として，事業量が年々増大している団体であり，人員配置や組織の見直しを計画的に行い，より充実した事業運営ができるよう組織の活性化に努めます。

職員の資質向上を図るため，市への実務研修を行い，将来的に市からの職員派遣がなくても自主的な運営ができるような体制づくりに努めます。

市からの補助金については，平成17年度から管理部門の人件費のみを対象としていますが，特に明確な基準がないため，市と団体との財政負担のルールづくりを行います。

保有基金の有効活用について再検討を行います。

開かれた団体の運営を推進するとともに，サービス利用者の保護を図るため，情報公開に関する規程を早急に整備します。

地域福祉活動計画を踏まえ，支部活動を充実させていきます。

(4) 今後の方向性

少子高齢化が進み，誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるうえで，重要な役割を担っている団体であり，今後も公正で効率的な事業運営を推進するとともに，組織のより一層の充実と活性化が図られるよう，市と団体双方で協議しながら進めていきます。

結城市土地開発公社 設立：昭和49年8月

(1) 現 状

設立目的

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地及び公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に設立された法人です。

職員の状況

職員4名 市職員兼務（企画政策課）

(2) 課 題

公社の保有している土地約36,000㎡は、市の厳しい財政事情等により再取得が進んでいないのが現状で、計画的に土地の処分を推進していく必要があります。

情報公開に関する規程が未整備であるため、市民の知る権利を保障する意味でも情報公開を推進する必要があります。

(3) 見直し、改善計画

市では、総務省の第2種公社健全化団体の指定を受けているので、これに基づき、平成22年までに経営健全化の目標達成に向けて、計画的に土地の処分を推進していきます。

市の再取得が見込めない土地については、処分を検討するとともに、一時的な土地の賃貸等有効活用を推進していきます。

市民の知る権利を保障するため、情報公開に関する規程を整備いたします。

経営の健全化に向けて、経費節減を図るとともに、より一層の事務の効率化に努めます。

(4) 今後の方向性

公社の保有する土地の再取得が進み、整理見通しが得られた段階で、地価の下落などによる公共用地の先行取得の意義が薄れていることから、公社のあり方について再検討します。

株式会社 TMO結城 設立：平成16年4月

(1) 現 状

設立目的

ハード・ソフト両面からさまざまな事業に取り組み，中心市街地を活性化させるために設立された第三セクター型特定会社です。

職員の状況

職員2名（市派遣職員1名，商工会議所職員1名）

(2) 課 題

ソフト事業を中心に実施しているため，単年度収支は赤字で資本金から補填している状況であり，今後は収益事業の検討を行う必要があります。

まちづくり3法（都市計画法 大規模小売店舗立地法 中心市街地活性化法）が改正され，団体の法的な裏づけがなくなっています。補助金を受けて今後も活動する場合には，市において新たに活性化計画を策定し，国の認定を受ける必要があります。

(3) 見直し，改善計画

法改正により，会社の明確な位置づけがなくなり，中心市街地活性化事業の取り組み，あり方を早急に検討します。

市の人的支援は，今後の事業展開からその必要性を検討します。

中心市街地の活性化を図るため，株主（社員），商工会議所，商店街が一体となって事業を推進し，運営にあたっては，経営責任の所在を明らかにし，経営意識の高揚を図っていきます。

(4) 今後の方向性

会社の法的な裏づけがなくなり，また，設立後2年が経過し，経営面も困難な状況が続いているため，経営悪化が懸念されることから，今後は，市の財政的，人的支援等を考慮し，経営の安定化に向けて，早急に対応策を検討する必要があります。

人件費の適正化

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

人件費の適正化については、行政改革大綱及び集中改革プランを柱としながら、さらなる行財政改革の推進のため、「結城市行政改革推進本部」のなかに「結城市財政健全化対策プロジェクトチーム」を設置し、協議・検討を行い、将来にわたり市民サービスの向上と、安定した健全な財政運営の確立をめざすものです。

(2) これまでの経緯

平成8年6月に「結城市行政改革大綱」を策定し取り組んで以来、社会経済情勢の変化と地方分権など時代の変化に対応した、簡素で効率的な行政運営をめざして、行政の組織や事務事業の見直し、職員の定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などの行政改革を積極的に進めてきました。

近年の人件費適正化に係る具体的取り組みには、適正な職員の定員管理、組織・機構の見直し、特殊勤務手当の見直し、管理職手当の削減、三役等特別職の給料の減額等々があり、一定の成果を上げてきたところです。

(3) 主たる人件費適正化の概要

組織・機構の見直し

非常勤特別職等の定数及び報酬の見直し

職員給与構造の改革及び人事評価制度の導入

諸手当等の見直し

各種委員等の謝礼の見直し

嘱託・臨時職員等の適正配置

民間委託等の推進

行政関与の見直しと市民協働のまちづくりの推進

2 人件費適正化に関する概要

(1) 組織・機構の見直し

限られた人員の効率的配属及び新たな行政課題への迅速な対応ができるよう、グループ制の導入や、計画的かつ適正な定員管理の検討の中で組織のスリム化を図るため、下表のとおり見直します。

また、各種相談員、指導員等設置規程も含め定員、業務量等を精査のうえ、適正人員を配置します。

項目	名称	具体的内容
新設部門	コミュニティ（ボランティア）活動推進部門の創設	参加意識の啓発や機会の拡充を進め、コミュニティ活動への地域住民の参加を促進するとともに、行政と民間との協働のまちづくりを推進する。
統廃合部門	簡素で効率的な組織・機構部門の創設	最小の経費で最大の効果を挙げていくため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に横断的な政策課題に迅速に対応できる組織・機構を創設する。

(2) 報酬

・ 市議会議員報酬

本市は、平成17年3月25日の市議会で「結城市議会議員定数・報酬調査特別委員会」が設置され、調査研究を続けた結果、平成18年第1回定例会で平成19年4月1日から、定数3人減、報酬5%減となるよう条例を改正しました。

こうした中、県内都市の状況を検討の基礎ベースにしたいが市町村合併等により、ばらつきもあり一部参考にならないため、平成19年4月の統一地方選挙以降の他市の動向を踏まえ、さらに財政状況を考慮した特別職の削減率との整合性を図るため、報酬の更なる削減について要請します。

・ 非常勤特別職

報酬日額の各種審議会委員は、概ね市民の知識経験者や各種団体、グループの代表者で構成されています。第4次結城市総合計画後期計画で「市民との協働のまちづくり」を市政運営の重点施策に位置づけていることを踏まえ、これら各種審議会等の委員の報酬については交通費相当分として、日額2,000円とします。なお、その他の委員等の報酬についても、今後段階的に削減を図り、併せて定数の削減についても検討します。

(3) 給料

新規採用者を抑制するとともに、退職時の特別昇給について廃止の方向で検討します。また、給与構造改革に伴い本格的な人事評価制度を導入する等、給与の適正化を図ります。特に、技能労務職の給料表については、国に準じた改正を行います。

(4) 職員手当等

・ 管理職手当

平成11年度からの10%削減を継続実施します。

・ 特殊勤務手当

現在、一般会計、特別会計で15手当及び水道事業会計で4手当を支給していますが、「危険・不快・不健康」等勤務の特殊性を考慮し見直しを行った結果、次のとおりとし、その他の既存手当については廃止します。

名 称	金 額	備 考
感染症防疫作業手当	日額 600円	
行旅死病人取扱手当	1回 1,400円	
植物防疫作業手当	日額 450円	
危険業務手当	1回 500円	1ヶ月 5,000円限度
犬猫死体処理手当	1回 500円	1ヶ月 5,000円限度
水道緊急出動手当	1回 500円	

・ 時間外勤務手当

職員の健康管理に資するため時間外勤務を抑制するとともに、事務の効率化や財政の健全化等推進の観点から、時差出勤制度の導入を図ります。

区 分	勤務時間の割振り	休 憩 時 間
A型	午前7時00分から午後4時00分まで	午後0時00分から1時間
B型	午前8時00分から午後5時00分まで	午後0時00分から1時間
通常	午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時00分から1時間
C型	午前9時00分から午後6時00分まで	午後0時00分から1時間
D型	午前10時00分から午後7時00分まで	午後0時00分から1時間
E型	午前11時00分から午後8時00分まで	午後5時30分から1時間
F型	午後0時00分から午後9時00分まで	午後5時30分から1時間
G型	午後1時00分から午後10時00分まで	午後5時30分から1時間

- ・ 住居手当

国は、新築等の場合5年まで月額2,500円を支給、5年経過後は支給制度がない中、本市は5年経過後2,000円の手当を支給しているため、5年経過後の手当の支給は廃止します。併せて、持ち家以外の者に対する手当についても、削減の方向で今後検討します。

(5) 各種委員等の謝礼の見直し

- ・ 各種委員等の謝礼については、非常勤特別職の検討内容との整合性を図るものとしします。

(6) 嘱託・臨時職員等の適正配置

- ・ 嘱託・臨時職員については、「結城市嘱託職員雇用等管理規程」を遵守する一方、既得権に捉われず必要最小限の範囲内の人員を雇用することとし、最大の効率を求めることとします。

なお、臨時職員の賃金及び通勤手当については、県内都市及び市内民間事業所の状況を踏まえ、安定した雇用条件の整備に努めます。

(7) 民間委託等の推進

- ・ 公共施設の適正な管理のもと、市民サービスの維持・向上等に留意しつつ、効率性・経済性を考慮し、民間委託等にふさわしい業務については、民間委託・民営化・指定管理者制度などを積極的に活用します。具体的には、給食センター及び水道事業の民間委託をはじめ玉岡幼稚園の民営化、その他指定管理者制度の導入等施設管理のあり方について検討を加え民間委託等について積極的に推進し、経費の節減と人件費の抑制を図ります。

(8) 行政関与の見直しと市民協働のまちづくりの推進

- ・ 「輝く結城の実現」を目指し、社会の変化に対応し、市民のニーズに的確に responding していくために、ハードからソフトへの政策転換を図ります。

また、「第4次結城市総合計画基本後期計画」に掲げた、市民と行政との信頼関係がつくる協働、特に、市民をまちづくりのよきパートナーとして、共に考え共に行動する“協働”が今後の市政運営の重点施策として位置づけされていることから推進体制の整備を図り、行政の人的及び物的関与の見直しを行い、市民の複雑・多岐にわたる広範な行政需要に積極的に対応します。

(9) 下表は、適正化を図るため、出来る限り数値化したものです。

議員報酬

(単位：千円・人)

区 分	18年度見込	19年度見込	20年度見込	21年度見込	3カ年の削減効果
定 数	23	21	21	21	
削 減 数		2	2	2	
支払金額	105,780	92,947	91,824	91,824	
削減効果	0	12,833	13,956	13,956	40,745

非常勤特別職報酬

(単位：千円・職数)

区 分	18年度見込	19年度見込	20年度見込	21年度見込	3カ年の削減効果
見直し職数	79	31	31	31	
支払金額	74,352	72,758	72,758	72,758	
削減効果	0	1,594	1,594	1,594	4,782

給 料

(単位：千円・人)

区 分	18年度見込	19年度見込	20年度見込	21年度見込	3カ年の削減効果
退 職 者	6	12	12	19	43
新規採用	3	3	3	3	9
削減数	3	9	9	16	34
支払金額	1,611,225	1,586,186	1,528,195	1,474,272	
削減効果	0	25,039	83,030	136,953	245,022

特殊勤務手当

(単位：千円・手当数)

区 分	18年度見込	19年度見込	20年度見込	21年度見込	3カ年の削減効果
手 当 数	19	6	6	6	
支払金額	4,681	723	723	723	
削減効果	0	3,958	3,958	3,958	11,874

住居手当

(単位：千円・人)

区 分	18 年度見 込	19 年度見 込	20 年度見込	21 年度見 込	3 カ年の削減効 果
対象人員	186	63	63	63	
支払金額	18,459	14,497	14,497	14,497	
削減効果	0	3,962	3,962	3,962	11,886

削減効果

(単位：千円)

区 分	19 年度見 込	20 年度見込	21 年度見 込	3 カ年の削減効 果
議員報酬	12,833	13,956	13,956	40,745
非常勤特別職報酬	1,594	1,594	1,594	4,782
職員給料	25,039	83,030	136,953	245,022
特殊勤務手当	3,958	3,958	3,958	11,874
住居手当	3,962	3,962	3,962	11,886
削 減 効 果	47,386	106,500	160,423	314,309

〔注〕 この表は、平成18年度当初予算計上額をベースに削減効果額を一覧表にしたものです。

市税等収納向上対策

1 基本的な考え方

歳入の根幹である市税収入は、市政運営で重要な財源であり、また、納期内納税者との公平性を確保するとともに、積極的な滞納整理のため基本方針を定めるものです。

課税客体的確な把握と適正課税

収納率（額）向上対策の推進

（1）現状と課題

地方財政は、長引く景気停滞により地方税収が落ち込む一方で、景気対策や少子化社会による福祉対策の必要性から、支出に占める割合が年々増大しています。

個人所得は、企業業績の好転によりやや改善傾向にあるものの、その他の所得では依然として厳しいものがあります。固定資産税にあつては、バブル崩壊以前は比較的堅調に推移してきましたが、崩壊後は地価の下落が続いており、その影響で固定資産税評価額が低落しています。

本市の基幹税目である、個人住民税と固定資産税・都市計画税の税収確保は極めて厳しい状況にあります。市税収入額は、平成14年度から平成16年度までは減少傾向にありましたが、平成17年においては、対前年度比44%増の63億円となり、個人市民税、法人市民税の伸びが見られるものの、市税収納率が以前低迷しています。このことは、市政運営で重要な自主財源確保に支障をきたしています。

また、「三位一体改革」による地方への税源移譲が平成19年度に開始され、一律10%の一本化となり、低所得者に対する課税分が増えることが予想されることから、新たな滞納者対策を講じる必要があります。

このため、徴収体制の強化整備をするとともに、納税者の納付利便性向上を図る手段の導入と、納税推進のPRを図ることによる収納率向上を目指すことが必要であります。

（2）具体的施策の概要

課税客体的確な把握と適正課税

市県民税未申告者に対する申告調査及び指導を強化します。

居所不明者の実態調査を強化し、早期の所在確認と公示送達等の適正な事務処理に努めます。

軽自動車登録（廃車）の実態調査を強化し、課税客体の把握に努め適正課税を図り

ます。

償却資産の未申告者や過少申告に対する申告指導と実態調査を強化します。
特別徴収義務者指定の強化に努めます。

収納率（額）向上対策の推進

滞納者実態の把握と分析

納税相談，臨戸訪問等を実施し，市税滞納者の実態を的確に把握するとともに，滞納原因，所得階層，職業等による整理分析をし，それらに基づき徴収対策を講じます。

- ア 滞納整理の進行管理を定めます。
- イ 臨戸訪問，財産調査等により，滞納者の実態把握に努めます。
- ウ 分納誓約者に対する，納付状況の履歴管理を強化し，不履行防止を図ります。
- エ 新規滞納者については，早期訪問するとともに実情把握に努めます。
- オ 税務署及び各自治体の調査強化及び連携を図ります。
- カ 外国人の滞納者対策として，外国語による催告書等の作成を実施します。
- キ 税外収入金の滞納状況について，関係各課と連携し相互の実態を把握し，情報の収集に努めます。

滞納者対策の強化

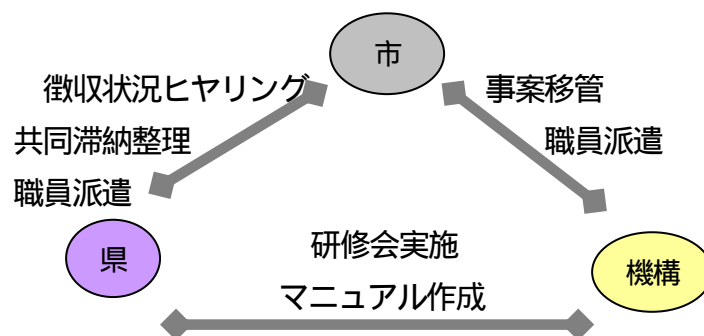
全庁的な徴収体制の拡充と，滞納処分体制の強化を図ります。

- ア 債権差押を中心とした財産処分を強化するとともに，不動産公売の実施検討をします。
- イ 県(筑西県税事務所)との共同滞納整理を実施します。
- ウ 市税等収納向上対策実施計画に基づき，全庁的な取り組みとして特別職及び係長以上の職員による，特別滞納整理を実施します。
- エ 市税等の悪質滞納者に対する，行政サービス（給付制限）の制限を関係各課と連携し検討します。

県，茨城租税債権管理機構との連携

徴収力強化については，県や茨城租税債権管理機構との連携や協力体制を図り，効率的かつ効果的滞納整理を進めます。

- ア 悪質，高額滞納者については，茨城租税債権管理機構への移管を行います。
- イ 担当職員のスキルアップとして，茨城租税債権管理機構での実務研修に職員を参加させ，専門的知識技能の習得を図ります。
- ウ 茨城租税債権管理機構への職員派遣を実施し，機構での実践的実務等の習得を図ります。



納付環境の整備

納税者の納付機会を拡大し，納付しやすい環境づくりに努め，納期内納付の向上を目指します。

- ア 休日及び夜間における，納付及び納税相談の拡充を図ります。
- イ 口座振替の加入促進を強化します。
- ウ 口座振替の再振替の検討を行います。
- エ 外国人滞納者対策として，各種通知書の外国語記載による納付指導を実施します。
- オ 郵便局及びコンビニエンス・ストアで納税ができるよう納税者の利便性を図ります。

税に関する広報，啓発の拡充

- ア 「広報ゆうき」「お知らせ版」による，納税推進の啓発に努めます。
- イ 市「ホームページ」による，税に関する制度改正の説明，収納に関する説明を掲載します。
- ウ 税務署及び真結納税貯蓄組合連合会と連携し，租税教育の開催，税に関する標語の募集を実施します。

(3) 指標(数値目標)

市 税

市税収納率向上のため，平成21年度までの目標値を設定し，自主財源確保に努めます。

市税収納率の現年度課税分徴収率を97%以上とし，滞納繰越分の収納率18%台を確保し，現年度・滞納繰越分の徴収率を89%以上とします。また，平成21年度末の滞納繰越調定額を7億円程度に縮減することを目標とします。

市税現年・過年度徴収額及び徴収率目標

単位:千円,%

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	収入額	徴収率	収入額	徴収率	収入額	徴収率
市税現年・過年度分	6,948,891	87.8	6,972,015	89.1	6,761,439	89.2

・現年度徴収額及び徴収率

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	収入額	徴収率	収入額	徴収率	収入額	徴収率
現年度課税分	6,783,591	97.0	6,830,315	97.2	6,611,239	97.5

・滞納繰越徴収額及び徴収率

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	収入額	徴収率	収入額	徴収率	収入額	徴収率
滞納繰越分	165,300	18.0	141,700	18.1	150,200	18.7

国民健康保険税

国民健康保険税の平成17年度現年度収納率は91.7%で、県平均89.41%を上回っていますが、現年度徴収率は横ばいで推移しています。しかしながら、国民健康保険税全体では徴収率の低下が続いていることから、平成21年度までの目標値を定め財源確保に努めます。

国民健康保険税の現年度分徴収率を93%以上とし、滞納繰越分徴収率15%を確保し、現年度・滞納繰越分の徴収率72%以上を目標値とします。

この目標を達成するため、滞納者の実態を把握し滞納分析をするとともに、納税相談納付指導、滞納整理等を実施し滞納額圧縮を図ります。

また、保健事業の強化をすることにより歳出の抑制に努め、一般会計からの繰入金の削減を図り健全な財政運営に努めていきます。

介護保険料

介護保険料の収納率は、年々低下する傾向にあります。また、今般の税制改正及び介護保険制度改革で高齢者の経済的負担が増大し、介護保険の財源確保はさらに厳しくなることが予想されます。

そこで、介護保険財政の健全な運営のため、平成21年度における徴収率の指標を次のとおり設定します。

現年度分普通徴収の収納率を92%以上とし、普通徴収と特別徴収を合わせた収納率を99%以上とします。また、滞納繰越分の収納率を40%以上とします。

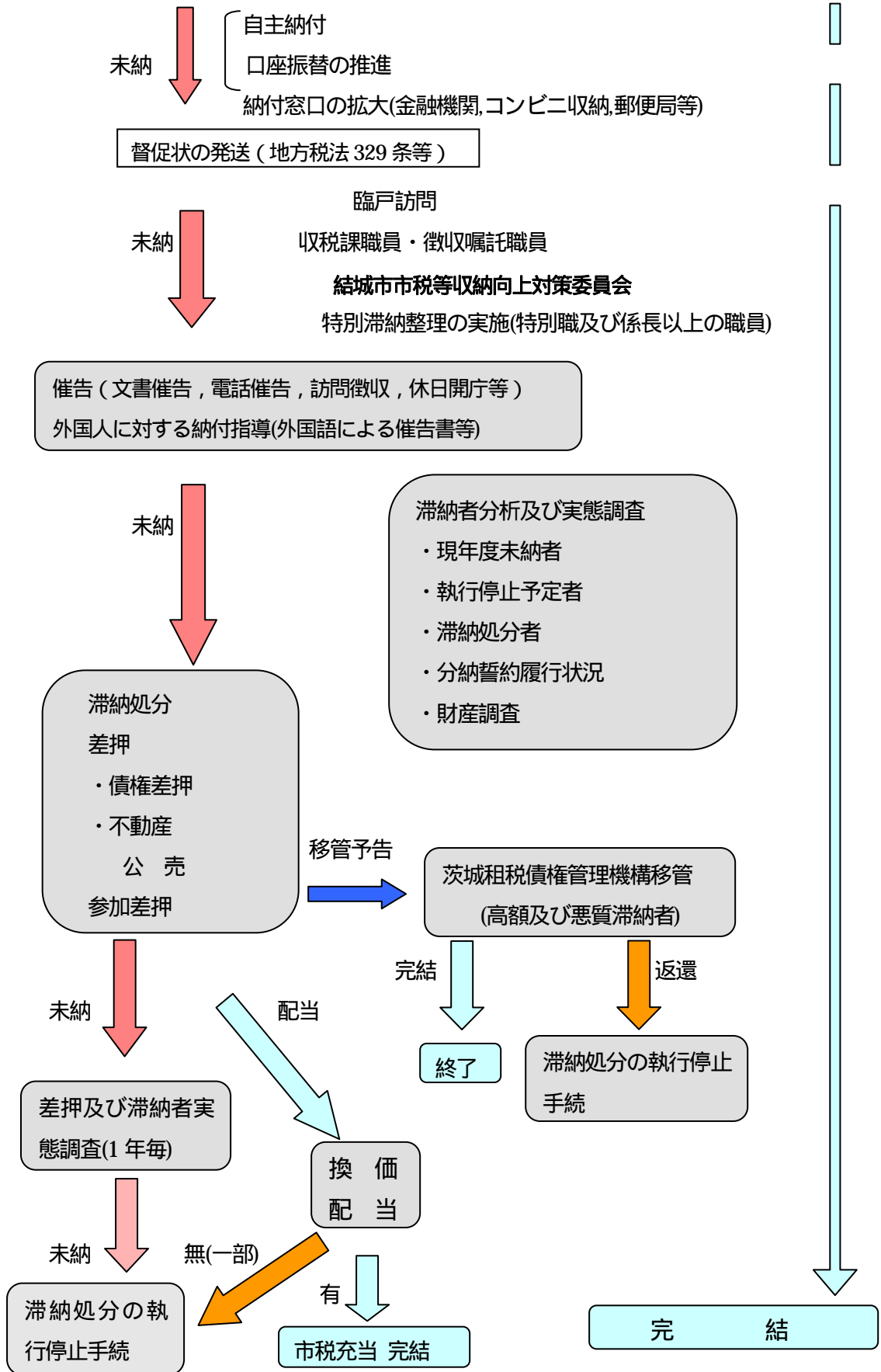
上記の指標達成のため、「特別滞納整理」を実施するとともに、滞納者に対しては早期に制度についての説明責任を果たし、滞納圧縮を図ります。

下水道料金

下水道の使用料については、近年市街地の宅地開発が進み、若年層世帯の増加と共に公共料金に対する意識の薄れなどにより徴収率の低下が続いています。このため、徴収業務を委託している市水道課と合同で滞納整理を実施するとともに、悪質滞納者には給水停止の措置を講じるなどして、使用者の納入意識の向上を図っています。

下水道使用料の現年度徴収率を97%以上とし、滞納繰越分の徴収率31%、現年度・滞納繰越分の徴収率を91%以上とする。これにより平成21年度滞納繰越調定額を4千万円程度に縮減することを目標とし、下水道事業の健全な運営を目指します。

納税の告知(納付書の発送)



受益者負担の適正化

1 基本的な考え方

公共施設を運営していくには、人件費や光熱水費など多額の経費がかかります。また、住民票等の交付や証明書の発行などにも、人件費や用紙代などががかかります。これらの経費を、すべて税金で賄うとすれば、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることとなります。

このため、特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、応分の負担を「使用料」・「手数料」として求める（受益者負担の原則）ことにより、利益を受けない人との負担の公平性を確保することが大原則であり、これが「受益と負担の適正化」の基本的考え方です。

検討に際しては、各使用料徴収施設や各手数料事務が、それぞれの特性を持ち、多岐にわたることから4つのルールにあてはめて検討することとしました。

（1）コスト削減ルール

- ・ 施設経営の安定化や手数料における賄い率の適正化のためには、使用料や手数料を改定すること以上に、その施設や手数料事務にかかるコストの削減と住民サービスの充実を第一に進める必要があります。

（2）改定の基本ルール

- ・ 施設の種類や受益の内容により定めた負担ルール上の目安の賄い率に近づけます。
- ・ 使用料徴収施設で無料や減免としている部分の有料化を進めます。

（3）コスト計算のルール

使用料コスト

各施設の年間経費をコストとして計上し、運営経費、施設修繕料などの経常的な維持管理経費や、管理に係る人件費を使用料コストと捉えます。

手数料コスト

手数料が特定人に対するサービスに応じ1件ごとに徴収されることから、1件を標準としたコスト計算とします。

（4）税負担と受益者負担のルール

コスト計算のルールに基づき算定したそれぞれの運営等の経費について、使用料等で賄うべき目標の賄い率を定めました。

使用料の賄い率設定

各施設の利用対象者の範囲から「広範囲」なものと「特定の」なものの2つに分類します。さらに、施設利用から生じる受益の性質を「基礎・基本的な受益」「必需的な受益」「選択的な受益」「より選択的な受益」「企業的な受益」の5つに分類し、対象者の2つの範囲と結び付けます。

- 0 % 対象者は広範囲（基礎・基本的な受益）
- 25 % 対象者は広範囲（必需的な受益）
- 50 % 対象者は広範囲（選択的な受益）
- 75 % 対象者は特定の（より選択的な受益）
- 100 % 対象者は特定の（企業的な受益）

手数料の賄い率設定

特定人に対するサービスに応じ1件ごとに徴収するものがほとんどであることから、コストの賄い率は100%を基本とします。ただし、現行賄い率が極端に低い手数料については、個別の負担割合を設定しました。

2 使用料及び手数料の現況について

(1) 使用料の現況

本市の使用料は、行政財産の目的外使用関係を除くと平成17年度一般会計決算で、収入額は1億3千4百万円になり、特別会計で、収入額は4億1千2百万円、合わせて5億4千6百万円になります。

総額に占める割合は、一般会計歳入の0.91%、特別会計では、3.93%となっており、それぞれの施設管理等のための貴重な自主財源となっています。

(2) 手数料の現況

本市の手数料は、平成17年度一般会計決算で収入は、3千4百82万円、企業会計を除く特別会計で、1百33万円、合わせて3千6百15万円になります。

総額に占める割合は、一般会計の歳入は0.24%、特別会計では、0.01%となっており、ごくわずかですが使用料と同様に事務施行のための貴重な自主財源となっています。

3 見直しの対象について

手数料のうち、県の条例により定めるもの「屋外広告物許可申請手数料」は、対象

外としました。

結城市手数料条例で定める1件300円の手数料については、調査に回答のあったもののほか、代表的なものとして、印鑑証明、住民票、評価証明、所得証明手数料について検討し、その結果を準用することとしました。

これにより、使用料24件、手数料29件を対象として、「使用料及び手数料における受益者負担適正化のための基本ルール」に基づき、審議、検討を行ないました。

4 使用料の見直しについて

使用料の見直しについて検討した結果、

改定の対象とすべきもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件

現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・13件

・ 特にコスト削減や利用率向上に努めるべきもの・・・8件

・ その他、現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・5件

となりました。

5 手数料の見直しについて

手数料の見直しについて検討した結果、

従来無料で新たに徴収すべきもの・・・・・・・・・・1件

改定の対象とすべきもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・17件

現行料金を据え置くもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件

となりました。

6 使用料及び手数料改定のまとめ

負担の公平性を確保していくためには、3～4年を目途に定期的に見直していく必要があります。その際、施設の運営改善等による受益者負担コストの圧縮を図ることはもとより、受益者が負担すべきコストが適切に料金に反映されるようであればなりません。なお、受益者の負担が急激に上昇する場合は、改定上限率を設定するなどの激変緩和措置を考慮することを基本とします。

また、職員駐車場の使用料等、新たに徴収すべきものが数点挙げられましたが、今後の検討課題とすることになりました。

公有財産の処分・適正運用

1 基本的な考え方

財産の運用に当たっては、その取得目的に使用されていないものや事業の休廃止等によって未活用となっている土地について、その財産の有効活用と新たな財源確保の観点から、事業の実現性を見極めるとともにその有効活用と積極的売却処分を行うことを基本として、グループにおいて検討したものであります。

2 公有財産の現状

市が保有し、かつ未利用となっている土地について整理・調査をしたところ、未だ利用されていない土地に対して有効活用を図っているものの一部遊休地として放置されているのが現状であり、また、特に新たな財源確保として活用法の見出せない土地の売却に力を入れていた訳でもなく、それらを含め以下のとおり現在の利用状況を確認しました。

目的外利用土地の状況

NO.	状 況	件 数
1	貸借契約により使用料徴収	4
2	無償による貸付	4
3	その他	1
計		9

遊休土地の状況

NO.	状 況	件 数
1	事業の休廃止に伴う	5
2	代替地	8
3	土地区画整理事業に伴う	9
4	残地，寄付	21
5	その他	6
計		49

土地の財産ごと分類

NO.	区 分	件 数
1	行政財産	1 1
2	普通財産	4 5
4	基金	2
計		5 8

3 売却処分における課題及び具体案

課題 売却処分の推進を図るため、必要な整備(境界の確定、測量、分筆、造成、価格設定)をどういう手法で行うか。

具体案(対応策)

利用予定のない用地は、原則処分する事とします。

処分が困難な土地は貸付を検討します。

処分するために必要な事項は所管課が行うものとします。

- ・必要最小限の条件整備
- ・買い手との交渉や処分価格の設定

処分期間はできる限り、短期処分(平成 21 年)を目標とします。

4 今後の未利用地の活用

広い視野から処分及び適正な運用について協議をした結果、次の通り活用形態・実施時期を決定しました。

活用形態

NO.	区 分	内 容	件数	面 積
1	売 却	現状で処分	2 3	宅地 : 14 件 6,594.57 m ² 雑種地 : 3 件 640.00 m ² 山林 : 3 件 3,127.55 m ² 田 : 3 件 794.14 m ²
		条件整備をして処分	1 2	宅地 : 6 件 2,944.98 m ² 畑 : 1 件 90.89 m ² 田 : 3 件 704.20 m ² 雑種地 : 2 件 13,903.29 m ²
				計 28,799.62 m ²

2	賃貸利用	駐車場他	15	宅地 : 12件 8,044.35 m ² 道路 : 1件 151.26 m ² 山林 : 2件 332.00 m ² 計 8,527.61 m ²
3	その他		8	宅地 : 2件 7,426.60 m ² 畑 : 2件 126.11 m ² 山林 : 2件 278.26 m ² 雑種地 : 2件 1,690.00 m ² 計 9,520.97 m ²
			58	合計 46,848.20 m ²

実施時期

1. 売却

NO.	区分	内容	件数	面積	評価金額
A	短期	19～21年	14	3,458.59 m ²	82,372 千円
B	中・長期	22年以降	21	25,341.03 m ²	283,366 千円
	計		35	28,799.62 m ²	365,738 千円

2. 貸付

NO.	区分	内容	件数	面積
A	短期	19～21年	0	
B	中・長期	22年以降	13	8,205.26 m ²
C	現況のまま		2	322.35 m ²
	計		15	8,527.61 m ²

3. その他

NO.	区分	内容	件数	面積
A	中・長期	22年以降	5	7,794.71 m ²
B	指定なし		3	1,726.26 m ²
	計		8	9,520.97 m ²

5 まとめ

以上の協議結果をもとに、処分可能地を処分する事として下記の通り短期及び中・長期の目標売却額を設定しました。

時 期	短 期	中・長期
目標売却金額	82,372千円	283,366千円

第6 計画の実施推進及び実施結果

計画の実施推進及び進行管理

- ・ 財政健全化計画については、計画の各事項を所管する課において、計画の実現に向け、推進に取り組むものとしします。
- ・ 各計画の進行管理を行う課については、次のとおりとし、積極的に計画の推進を図るものとしします。

計 画	進行管理の主管課等
全体の進行管理	人 事 課
中期財政見通し	財 政 課
事務事業の整理合理化	企 画 政 策 課
補助金・個人給付費等の整理合理化	財 政 課
外郭団体の見直し	総 務 課
人件費の適正化	人 事 課
市税等収納向上対策	収 税 課
受益者負担の適正化	企 画 政 策 課
公有財産の処分・適正運用	財 政 課

実施結果の報告

各計画の進行管理を行う課は、年度終了後、実施結果を人事課に報告し、人事課において、成果の検証等を行い、結城市行政改革推進本部にその結果を報告するものとしします。

また、各団体の代表及び識見者等で構成する「結城市行政改革推進委員会」において実績の報告を行うものとしします。

なお、今後の社会経済情勢の変化などにより、計画に大幅なずれが生じた場合は、そのつど計画を修正して実施します。

実施結果の公表

各計画の実施結果等は、適宜、広報誌、ホームページ等により、市民等に公表をしていくものとしします。

第7 結城市財政健全化対策推進体制

結城市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し推進するため、結城市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には助役を、本部員には収入役、教育長、各部長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事には人事課長を、幹事には企画政策課長、財政課長、部長推薦の各部代表課長及び収入役推薦の部外代表課長をもって充てる。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

- 2 幹事会の会議は、推進本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(プロジェクトチーム)

第8条 推進本部に、行財政改革に関して本部長が特に指定した事項の調査研究を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

結城市財政健全化対策プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 結城市行政改革推進本部設置要綱第8条の規定に基づき，結城市財政健全化対策プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは，結城市財政健全化計画の実現に向けた重点事項別実施計画（以下「計画」という。）を策定する。

(組織)

第3条 チームは，リーダー，サブリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 リーダーは，市長公室長をもって充てる。

3 サブリーダーは，総務課長，人事課長，企画政策課長，財政課長，税務課長及び収税課長並びに結城市行政改革推進本部長（以下「本部長」という。）が特に指名する職員をもって充てる。

4 チーム員は，本部長が指名する職員をもって充てる。

(リーダーの職務)

第4条 リーダーは，チームを統括し，会議の議長となる。

2 リーダーに事故あるときは，サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は，必要に応じ，リーダーが招集する。

2 リーダーは，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(グループ)

第6条 計画の策定に関する具体的な事項について，調査，研究を行うためチームにグループを置く。

2 グループは，主任，副主任及びメンバーをもって組織し，チーム員のうちからリーダーが指名する職員をもって充てる。

(主任の職務)

第7条 主任は，グループを統括し，会議の議長となる。

2 主任に事故あるときは，副主任がその職務を代理する。

(グループ会議)

第8条 グループ会議は，主任が招集する。

2 主任は，必要があると認めるときは，グループ会議に関係者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 チームの庶務は，人事課が処理し，グループの庶務は，主任の属する課所において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，リーダーが定める。

付 則

この要領は，平成18年6月26日から施行する。

結城市財政健全化対策プロジェクトチーム名簿

役 職 名		所 属 ・ 職 名	氏 名	
リ - タ -		市長公室長	松 本 廣 一	
サブ リ - タ -		参事兼総務課長	河 田 良 一	
		理事兼次長兼人事課長	菅 谷 惠 一	
		次長兼企画政策課長	金 子 照 男	
		参事兼財政課長	戸 田 裕	
		次長兼税務課長	林 繁 夫	
		収税課長	落 合 聡	
グ ル - プ 名		グ ル - プ 員		
1	事務事業整理合理化計画グループ	主 任	次長兼企画政策課長	金 子 照 男
		副 主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		メ ン バ -	企画政策課政策調整係長	久保野谷 一成
			財政課財政係長	飯 島 敏 雄
			総務課情報化推進室長	落 合 良 弘
			人事課長補佐兼人事係長	柴 山 孝 一
			契約検査課長補佐兼契約検査係長	石 塚 孝 男
			秘書課長補佐兼広聴広報係長	滝 澤 正 好
	水道業務課長補佐	遠 井 二 郎		
2	補助金・個人給付費等整理合理化計画グループ	主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		副 主 任	参事兼総務課長	河 田 良 一
		メ ン バ -	財政課財政係長	飯 島 敏 雄
			総務課長補佐兼行政係長	秋 元 陽 行
			人事課研修厚生係長	遠 井 ミサ子
			企画政策課係長	小野崎 繁 夫
			保険年金課国保係長	吉 村 好 弘
			社会福祉課障害福祉係長	中 澤 四 郎
			介護福祉課係長	稲 葉 龍 也
			商工観光課商工係長	小野澤 利 光
学校教育課庶務係長	大 武 英 二			
	生涯学習課生涯学習係長	叶 谷 正		
3	外郭団体見直し計画グループ	主 任	参事兼総務課長	河 田 良 一
		副 主 任	理事兼次長兼人事課長	菅 谷 惠 一
		メ ン バ -	総務課文書法制係長	本 多 武 司
			人事課長補佐兼人事係長	柴 山 孝 一
			財政課財政係長	飯 島 敏 雄
			社会福祉課企画管理係長	岩 岡 俊 治
			介護福祉課高齢福祉係長	江 原 妃 佐 子
			健康増進センター所長補佐兼予防係長	池 田 通
			商工観光課観光係長	森 山 敏 幸
			生涯学習課文化係長	斉 藤 伸 明
	社会体育課係長	神 山 美 知 子		
4	人件費適正化グループ	主 任	理事兼次長兼人事課長	菅 谷 惠 一
		副 主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		メ ン バ -	人事課係長	曾 雌 敦
			財政課財政係長	飯 島 敏 雄
			総務課情報化推進室係長	広 瀬 文 彦
	企画政策課政策調整係長	久保野谷 一成		

グ ル ー プ 名		グ ル ー プ 員		
5	市税等収納向上対策計画グループ	主 任	収税課長	落 合 聡
		副 主 任	次長兼税務課長	林 繁 夫
		メ ン バ ー	収税課長補佐兼収納係長	落 合 まさみ
			税務課市民税係長	柳 澤 教 夫
			保険年金課係長	加 藤 幸 子
			介護福祉課係長	飯 田 和 美
			人事課係長	曾 雌 敦
			財政課係長	山 中 健 司
下水道業務課係長	伊 東 靖 子			
6	受益者負担の適正化計画グループ	主 任	次長兼企画政策課長	金 子 照 男
		副 主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		メ ン バ ー	企画政策課女性政策室長	宮 田 まち子
			財政課係長	山 中 健 司
			人事課長補佐兼人事係長	柴 山 孝 一
			市民課長補佐兼窓口係長	金 子 秀 子
			防災交通課交通対策係長	石 川 好 次
			社会福祉課長補佐兼児童福祉係長	舘 野 昭 弘
			生活環境課長補佐兼環境保全係長	小 川 国 夫
			耕地課土地改良係長	鶴 見 俊 之
			土木課長補佐兼改良係長	野 寺 政 男
			区画整理課長補佐	斉 藤 文 男
			下水道業務課長補佐兼業務係長	加 藤 直 敏
			生涯学習課主査兼公民館指導係長	斉 藤 祥 三
社会体育課社会体育係長	田 中 真 一			
7	公有財産の処分・適正運用計画グループ	主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		副 主 任	次長兼企画政策課長	金 子 照 男
		メ ン バ ー	財政課長補佐兼管財係長	矢 口 登志夫
			企画政策課長補佐兼地域計画係長	久保野谷 政男
			総務課情報化推進室係長	野 寺 一 徳
			人事課研修厚生係長	遠 井 ミサ子
			商工観光課係長	関 口 寿 幸
			土木課管理係長	中 山 光 明
都市計画課計画係長	高 城 昌 光			
区画整理課主査兼換地補償係長	会 沢 久 志			
8	中期財政見直し検討グループ	主 任	参事兼財政課長	戸 田 裕
		副 主 任	次長兼企画政策課長	金 子 照 男
		メ ン バ ー	財政課係長	山 中 健 司
			企画政策課係長	小野崎 繁 夫
			総務課係長	増 山 智 一
			人事課長補佐兼人事係長	柴 山 孝 一
			税務課固定資産税係長	稲 田 寛
			収税課長補佐兼収納係長	落 合 まさみ
			保険年金課長補佐兼保険税係長	湯 本 芳 江
			介護福祉課室長兼課長補佐	山 田 満
			区画整理課計画係長	鶴 巻 弘
学校教育課庶務係長	大 武 英 二			
下水道業務課計画係長	木 村 栄 一			